

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4709992号
(P4709992)

(45) 発行日 平成23年6月29日(2011.6.29)

(24) 登録日 平成23年4月1日(2011.4.1)

(51) Int.Cl.		F I			
GO6F	21/20	(2006.01)	GO6F	15/00	330E
HO4L	9/32	(2006.01)	HO4L	9/00	673A

請求項の数 19 (全 24 頁)

(21) 出願番号	特願2007-162408 (P2007-162408)	(73) 特許権者	505205731
(22) 出願日	平成19年6月20日 (2007.6.20)		レノボ・シンガポール・プライベート・リ
(65) 公開番号	特開2008-97575 (P2008-97575A)		ミテッド
(43) 公開日	平成20年4月24日 (2008.4.24)		シンガポール 556741、ニューテッ
審査請求日	平成19年6月21日 (2007.6.21)		クパーク、#02-01、ローロンチュア
(31) 優先権主張番号	11/581319		ン 151
(32) 優先日	平成18年10月16日 (2006.10.16)	(73) 特許権者	390009531
(33) 優先権主張国	米国 (US)		インターナショナル・ビジネス・マシー
			ズ・コーポレーション
			INTERNATIONAL BUSIN
			ESS MACHINES CORPO
			RATION
			アメリカ合衆国10504 ニューヨーク
			州 アーモンク ニュー オーチャード
			ロード
			最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 認証パスワードの格納方法、生成方法、ユーザの認証方法、およびコンピュータ

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

A S C I Iコードで構成されたウィンドウズ(登録商標)の認証パスワードをコンピュータが格納する方法であって、

前記コンピュータが乱数を生成するステップと、

前記ウィンドウズ(登録商標)のG I N A (Graphic Identification and Authentication)が前記コンピュータに前記認証パスワードとユーザ・アカウントを受け取る機能を実現させるステップと、

前記G I N Aが前記コンピュータに、前記認証パスワードをU N I C O D Eデータに変換する機能を実現させるステップと、

前記コンピュータが前記U N I C O D Eデータを前記乱数でソルティングするステップと、

前記G I N Aが前記コンピュータに、前記ソルティングしたU N I C O D EデータがU N I C O D E文字に対応しないコード番号を含む場合に該コード番号を変更してU N I C O D E文字だけで構成されたU N I C O D Eデータを生成する機能を実現させるステップと、

前記コンピュータが前記ソルティングしたU N I C O D Eデータをハッシュするステップと、

前記コンピュータが前記ユーザ・アカウントと前記ハッシュしたU N I C O D Eデータを前記ウィンドウズ(登録商標)のS A M (Security Account Manager)データベースに

格納するステップと
を有する格納方法。

【請求項 2】

前記 U N I C O D E データを生成する機能を実現させるステップが、前記 G I N A が前記コンピュータに、コード番号と該コード番号に対応する文字を含むマッピング用の変換テーブルを使用し、前記ソルティングした U N I C O D E データの中に、前記変換テーブルに存在しない文字のコード番号が含まれる場合、前記ソルティングした U N I C O D E データを前記変換テーブルに存在するコード番号のいずれかの文字に変換する機能を実現させるステップを含む請求項 1 記載の格納方法。

【請求項 3】

前記 U N I C O D E データを生成する機能を実現させるステップが、前記 G I N A が前記コンピュータに、前記変換テーブルに存在しない文字のコード番号を一つずつ増減して前記変換テーブルに存在するコード番号のいずれかの文字に変換する機能を実現させるステップを含む請求項 2 記載の格納方法。

【請求項 4】

前記乱数が、リード/ライト保護された不揮発性メモリに格納される請求項 1 から請求項 3 のいずれかに記載の格納方法。

【請求項 5】

前記乱数が、B I O S だけがアクセス可能な不揮発性メモリに格納される請求項 1 から請求項 3 のいずれかに記載の格納方法。

【請求項 6】

前記乱数を、T P M (Trusted Platform Module) が生成する請求項 1 から請求項 3 のいずれかに記載の格納方法。

【請求項 7】

A S C I I コードで構成された認証パスワードとユーザ・アカウントでユーザを認証するウィンドウズ(登録商標)が搭載されたコンピュータであって、
ユーザ・アカウントと前記認証パスワードを受け取る手段と、
前記認証パスワードを U N I C O D E データに変換する手段と、
前記 U N I C O D E データを乱数でソルティングする手段と、
前記ソルティングした U N I C O D E データが U N I C O D E 文字に対応しないコード番号を含む場合に該コード番号を変更して U N I C O D E 文字だけで構成された U N I C O D E データを生成する手段と、
前記ソルティングした U N I C O D E データをハッシュする手段と、
前記ハッシュした U N I C O D E データを前記ユーザ・アカウントに関連づけて格納する手段と
を有するコンピュータ。

【請求項 8】

前記格納する手段が、前記ウィンドウズ(登録商標)の S A M (Security Account Manager) データベースを含んで構成されている請求項 7 記載のコンピュータ。

【請求項 9】

前記 U N I C O E データを生成する手段が、前記ウィンドウズ(登録商標)の G I N A (Graphic Identification and Authentication) を含んで構成されている請求項 7 または請求項 8 に記載のコンピュータ。

【請求項 10】

A S C I I コードで構成されたウィンドウズ(登録商標)の認証パスワードをコンピュータが格納する方法であって、
前記コンピュータが乱数を生成するステップと、
前記コンピュータが前記認証パスワードとユーザ・アカウントを受け取るステップと、
前記コンピュータが前記認証パスワードを U N I C O D E データに変換するステップと

10

20

30

40

50

前記コンピュータが前記UNICODEデータを前記乱数でソルティングするステップと、

前記コンピュータが、前記ソルティングしたUNICODEデータがUNICODE文字に対応しないコード番号を含む場合に該コード番号を変更してUNICODE文字だけで構成されたUNICODEデータを生成するステップと、

前記コンピュータが前記ソルティングしたUNICODEデータをハッシュするステップと、

前記コンピュータが前記ユーザ・アカウントと前記ハッシュしたUNICODEデータを前記コンピュータのデータベースに格納するステップと
を有する格納方法。

10

【請求項11】

前記UNICODEデータに変換するステップと前記ソルティングするステップがTPM (Trusted Platform Module) の内部で行われる請求項10記載の格納方法。

【請求項12】

前記UNICODEデータに変換するステップと前記ソルティングするステップをBIOSが前記コンピュータに実現させる請求項10に記載の格納方法。

【請求項13】

ウィンドウズ(登録商標)が動作するコンピュータに入力されたユーザ・アカウントとASCIIコードで構成された認証パスワードにより前記コンピュータが複数のユーザを認証する方法であって、

20

前記コンピュータが各ユーザのユーザ・アカウントに対応した乱数の一覧を記憶するステップと、

前記コンピュータが前記ウィンドウズ(登録商標)のSAM (Security Account Manager) データベースに前記ユーザの認証パスワードに関連するデータを記憶するステップと、

前記ウィンドウズ(登録商標)のGINA (Graphic Identification and Authentication) が前記コンピュータに前記ユーザ・アカウントと前記認証パスワードを受け取る機能を実現させるステップと、

前記コンピュータが、前記受け取ったユーザ・アカウントに対応した乱数を前記乱数の一覧から獲得し、前記受け取った認証パスワードを前記獲得した乱数でソルティングしたUNICODEデータに変換するステップと、

30

前記GINAが前記コンピュータに、前記ソルティングしたUNICODEデータがUNICODE文字に対応しないコード番号を含む場合に該コード番号を変更してUNICODE文字だけで構成されたUNICODEデータを生成する機能を実現させるステップと、

前記コンピュータが前記ソルティングしたUNICODEデータをハッシュするステップと、

前記ウィンドウズ(登録商標)の認証パッケージが前記コンピュータに、前記ハッシュしたUNICODEデータを前記SAMデータベースに格納された前記ユーザの認証パスワードに関連するデータと比較する機能を実現させるステップと
を有する認証方法。

40

【請求項14】

ユーザ・アカウントとASCIIコードで構成された認証パスワードで複数のユーザを認証するウィンドウズ(登録商標)が搭載されたコンピュータであって、

各ユーザ・アカウントに対応した乱数の一覧を格納する手段と、

各ユーザ・アカウントに対応した前記認証パスワードに関連するデータを格納する手段と、

ユーザ・アカウントと認証パスワードを受け取る手段と、

前記受け取ったユーザ・アカウントに対応した乱数を前記乱数の一覧から獲得し、前記受け取った認証パスワードを前記獲得した乱数でソルティングしたUNICODEデータ

50

に変換する手段と、

前記ソルティングしたUNICODEデータがUNICODE文字に含まれないコード番号を含む場合に該コード番号を変更してUNICODE文字だけで構成されたUNICODEデータを生成する手段と、

前記ソルティングしたUNICODEデータをハッシュする手段と、

前記ハッシュしたUNICODEデータと前記認証パスワードに関連するデータを格納する手段に格納された前記認証パスワードに関連するデータを比較する手段とを有するコンピュータ。

【請求項15】

前記認証パスワードに関連するデータを格納する手段が、ウィンドウズ(登録商標)のSAM(Security Account Manager)データベースを含む請求項14記載のコンピュータ。

10

【請求項16】

前記UNICODEデータを生成する手段が、前記ウィンドウズ(登録商標)のGINA(Graphic Identification and Authentication)を含む請求項14記載のコンピュータ。

【請求項17】

ウィンドウズ(登録商標)が動作するコンピュータに入力されたユーザ・アカウントとASCIIコードで構成された認証パスワードにより前記コンピュータが複数のユーザを認証する方法であって、

20

前記コンピュータが各ユーザのユーザ・アカウントに対応した乱数の一覧を記憶するステップと、

前記コンピュータが前記ウィンドウズ(登録商標)のSAM(Security Account Manager)データベースに前記ユーザの認証パスワードに関連するデータを記憶するステップと、

前記コンピュータが前記ユーザ・アカウントと前記認証パスワードを受け取るステップと、

前記コンピュータが前記受け取った認証パスワードをUNICODEデータに変換するステップと、

前記コンピュータが前記受け取ったユーザ・アカウントに対応した乱数を前記乱数の一覧から獲得するステップと、

30

前記コンピュータが前記UNICODEデータを前記獲得した乱数でソルティングするステップと、

前記コンピュータが、前記ソルティングしたUNICODEデータがUNICODE文字に対応しないコード番号を含む場合に該コード番号を変更してUNICODE文字だけで構成されたUNICODEデータを生成するステップと、

前記コンピュータが前記ソルティングしたUNICODEデータをハッシュするステップと、

前記コンピュータが、前記ハッシュしたUNICODEデータを前記SAMデータベースに格納された前記ユーザの認証パスワードに関連するデータと比較するステップとを有する認証方法。

40

【請求項18】

ウィンドウズ(登録商標)で動作するコンピュータに前記ウィンドウズ(登録商標)の認証パスワードを格納するための格納データを前記コンピュータが生成する方法であって、

前記コンピュータがユーザ・アカウントとASCIIコードで生成された認証パスワードを受け取るステップと、

前記コンピュータが乱数を生成するステップと、

前記コンピュータが前記認証パスワードをUNICODEデータに変換するステップと、

50

前記コンピュータが前記認証パスワードを前記乱数でソルティングしてUNICODEデータに変換するステップと、

前記コンピュータが前記ソルティングしたUNICODEデータがUNICODE文字に対応しないコード番号を含む場合に該コード番号を変更してUNICODE文字だけで構成されたUNICODEデータを生成するステップと、

前記コンピュータが前記ソルティングしたUNICODEデータをハッシュするステップと

を有する格納データの生成方法。

【請求項19】

前記ウィンドウズ（登録商標）がNT、2000、XPのいずれかである請求項18記載の生成方法。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、ウィンドウズ（登録商標）が動作するコンピュータに格納された認証パスワードに対する攻撃への防御を強化する技術に関し、さらには、ウィンドウズ（登録商標）の基本モジュールに変更を加えないで防御を強化する技術に関する。

【背景技術】

【0002】

パーソナル・コンピュータ（以下PCという）においては、米国マイクロソフト社のウィンドウズ（登録商標）NT/2000/XPなどのようにマルチユーザに対応したオペレーティング・システム（以後OSという）が一般的に使われている。PCの電源を入れ、BIOS（Basic Input/Output System）による各デバイスの初期化の後にOSが起動すると、ユーザが認証情報であるユーザ・アカウント（以後ユーザIDという。）および認証パスワードを入力してOSにログオンする。

【0003】

図14は、ウィンドウズ（登録商標）における従来のユーザのログオンの仕組みを示す概念図である。ウィンドウズ（登録商標）が起動すると、ウィンドウズ（登録商標）で通常作業を行なっている時に表示される画面であるアプリケーション・デスクトップ1001、スクリーン・セーバーを表示するスクリーン・セーバー・デスクトップ1003、ログオン画面の表示を行うWinLogonデスクトップ1005の3つのデスクトップ画面が作成される。ディスプレイに表示されるデスクトップ画面は常にそのうちの一つだけである。WinLogon1005は、ウィンドウズ（登録商標）の中でログオン・セッションの管理、およびディスプレイに表示するデスクトップ画面の切り替えなどを行うコンポーネントである。

【0004】

ウィンドウズ（登録商標）が起動されたときに表示されるユーザIDおよびパスワードの入力を要求する画面は、WinLogonデスクトップ1005である。ユーザIDおよびパスワードの入力のダイアログを表示するのはウィンドウズ（登録商標）のGINA（Graphic Identification and Authentication）1009と呼ばれるコンポーネントである。GINAによって表示されたダイアログ1011に対して、ユーザがユーザIDおよび認証パスワードを入力すると、入力されたユーザIDおよび認証パスワードはGINA1009からLSA（Local Security Authority、ローカル セキュリティ認証）1013と呼ばれるコンポーネントに渡される。LSAは、ローカル コンピュータ上のユーザのログオンおよび認証を処理するエージェントとして機能する。その際、GINA1009からLSA1013にユーザIDおよび認証パスワードを渡すために、LogonUserおよびLsaLogonUserという2通りのAPI（Application Program Interface）が使用できる。LogonUserは、ASCIIコードで記述された半角英数文字のユーザIDおよび認証パスワードのみ入力が可能であるのに対して、LsaLogonUserはUNICODEで記述されたユーザIDおよび認証パスワードのみ入力が可能である。通常はLogonUserの方が使用

10

20

30

40

50

され、ユーザは半角英数文字のユーザIDおよび認証パスワードを入力する。

【0005】

L S A 1 0 1 3 はパスワードをハッシュし、ユーザIDおよびハッシュされた認証パスワードを A P (Authentication Package、認証パッケージ) 1 0 1 5 に渡す。ここでいう「ハッシュする」とは、暗号技術的ハッシュ関数 (cryptographic hash function) と呼ばれる一方向性関数によって、データを変換することをいう。S A M (Security Account Manager) 1 0 1 7 と呼ばれるコンポーネントは、ユーザ・アカウント・データベース 1 0 1 9 を維持する。このデータベースの中には、ユーザIDおよびハッシュされたパスワードが格納される。A P 1 0 1 5 は、L S A 1 0 1 3 から受け取ったユーザIDおよび認証パスワードをデータベース 1 0 1 9 の中から検索し、当該ユーザIDおよび認証パスワードを入力したユーザが正当なユーザであるかどうかを認証する。認証が成功すれば、W i n L o g o n 1 0 0 7 はディスプレイに表示されるデスクトップ画面をアプリケーション・デスクトップ 1 0 0 1 に切り替える。なお、ユーザ・アカウント・データベースは、ウィンドウズ (登録商標) が起動していない時にはウィンドウズ (登録商標) のシステム・ファイルとして磁気ディスクに保存され、ウィンドウズ (登録商標) が起動するとレジストリの中にコピーされて使用される。

10

【0006】

以上で示したユーザ認証の仕組みは、ウィンドウズ (登録商標) の標準的な仕様として定められ、さらに開発者向けにユーザ認証をカスタマイズする仕組みが公開されている。サード・パーティがウィンドウズ (登録商標) のユーザ認証をカスタマイズする必要がある場合、独自の G I N A を作成してウィンドウズ (登録商標) のコンポーネントとして登録することが普通である。独自の G I N A を作成し、該 G I N A から L S A にユーザIDおよび認証パスワードを渡すことにより、ユーザ認証にかかるそれ以外のコンポーネントを変更することなく、カスタマイズされた独自のユーザ認証を実現することができる。他にも、ユーザ認証の仕組みをサード・パーティで作成するために独自の A P を作成する方法も開発者向けに公開されているが、G I N A を作成するのに比べて多大な手間がかかるため、この方法が実際の製品で使われることは少ない。

20

【0007】

なお、ウィンドウズ (登録商標) のユーザ認証に関する技術として、以下のような文献がある。特許文献 1 は米国マイクロソフト社による出願であり、ユーザ認証情報 (クレデンシャル) を、サーバ上のそれと同期させる技術を開示する。特許文献 2 は、D O S ネットワーク・ロギング・セッションによってユーザがログオンした後、カスタム・ビルト・ログイン・スクリーンによってログオン画面を置換する技術を開示する。

30

【特許文献 1】特開 2 0 0 5 - 3 0 3 9 9 3 号公報

【特許文献 2】特開 2 0 0 0 - 4 7 9 8 3 号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0008】

前述のように、ウィンドウズ (登録商標) にログオンしようとするユーザは、A S C I I コードで記述された半角英数文字のユーザIDおよび認証パスワードを入力することが普通である。パスワードは、各々のユーザのみが覚えることができ、他のユーザには入力できない文字列であることが望ましい。しかし、通常は意味のある英単語や数字などを組み合わせたパスワードが使われることが多い。そのため、従来のユーザIDおよび認証パスワードは辞書攻撃を受けやすい。辞書攻撃は、パスワードの割り出しや暗号の解読に最もよく使われる攻撃手法の一つであり、辞書にある単語に数字などを任意に組み合わせて生成したパスワードを片っ端から入力して試行するものである。1文字ずつ組み合わせて認証パスワードを生成するのに比べて、辞書を利用して単語を組み合わせてパスワードを生成すれば、試行する回数が少なく済むのでより短時間でパスワードを割り出すことができる。そのためのアルゴリズムやツール、および単語が使用頻度順に並べ替えられた辞書などは、インターネットなどを通じて簡単に入手できる。

40

50

【 0 0 0 9 】

図 1 5 は、ユーザ・アカウント・データベース 1 0 1 9 に対する辞書攻撃の方法を示す概念図である。ウィンドウズ（登録商標）が起動していない時にはユーザ・アカウント・データベース 1 0 1 9 は、システム・ファイルの中の一つとして保存されている。しかも、そのファイル名および磁気ディスク内の位置は公開されている。そのため当該コンピュータで、たとえば Linux（登録商標）などのような別の OS をインストールしたり、フロッピー（登録商標）・ディスクや光学ディスクなどから起動したりするなどして、当該認証パスワードを認証するウィンドウズ（登録商標）とは別の OS を起動することにより、データベース 1 0 1 9 のファイルをコピーすることができる。このデータベース 1 0 1 9 は、暗号化されていないユーザ ID 1 1 0 9 およびハッシュされた認証パスワード 1 1 1 1 を含み、しかもそのデータ構造は開発者向けに公開されている。さらに、認証パスワードをハッシュするハッシュ関数 1 1 0 7（たとえば LM ハッシュ、NT ハッシュなど）の仕様も開発者向けに公開されている。

10

【 0 0 1 0 】

インターネット上などで公開されている辞書攻撃によるパスワード割り出しツール 1 1 0 1 は、やはりインターネット上などで公開されている辞書 1 1 0 3 からアトランダムにピックアップした単語を組み合わせて、多くのパスワード 1 1 0 5 を生成する。そして生成されたパスワード 1 1 0 5 を、既知のハッシュ関数 1 1 0 7 によって片っ端からハッシュし、データベース 1 0 1 9 に含まれるパスワード 1 1 1 1 と一致するかどうかを調べる。このようにして、コピーされたデータベース 1 0 1 9 のファイルから、辞書攻撃によってパスワードを割り出すことが容易にできてしまう。

20

【 0 0 1 1 】

パスワードを辞書攻撃によって割り出されにくくするために、辞書に掲載されているような意味のある単語を認証パスワードとして使用しないこと、記号や数字などをランダムに組み合わせた文字列を認証パスワードとして使うこと、認証パスワードの文字数を長くすること、認証パスワードを定期的に変更することなどのような対策が推奨されている。しかし、そのような認証パスワードは人間にとって覚えにくく、利便性に欠ける。ユーザがウィンドウズ（登録商標）にログオンする際に入力する認証パスワードは、利便性の面から ASCII コードで記述された半角英数文字で意味のある単語を組み合わせて構成する傾向がある。その一方で、パスワードに替わるユーザの認証方法として、たとえば指紋、静脈、虹彩などのような生体情報、あるいはスマート・カードやトークンなどのような媒体に保存された電子情報が使われることも多くなっている。しかし、それらの生体情報および電子情報を利用した認証には、専用の入力装置などが必要であり、その分がコストに反映された PC は高価になる。

30

【 0 0 1 2 】

また、マイクロソフト社自身はこの問題に対する解決法として、システム・キー・ユーティリティ（Syskey）と呼ばれる、ウィンドウズ（登録商標）が動作していない間にユーザ・アカウント・データベースを暗号化して保存する機能を提供している。暗号化された該データベースから、ユーザ ID およびハッシュされた認証パスワードなどを取得することは困難である。該データベースを暗号化するための鍵は、文字列による認証パスワード、もしくはフロッピー（登録商標）・ディスクなどの記憶媒体として保存し、ウィンドウズ（登録商標）の起動時に入力することができる。しかし、この方法では PC 1 台に対して当該鍵が 1 つしか提供されない。このため、特にマルチユーザでウィンドウズ（登録商標）を使用する場合には、鍵であるパスワードもしくは記憶媒体をユーザ間で共有する必要があるので、不便である。

40

【 0 0 1 3 】

そこで本発明の目的は、コンピュータに ASCII コードで入力されて格納されるウィンドウズ（登録商標）の認証パスワードに対する攻撃への防御を強化した認証パスワードの格納方法および認証方法を提供することにある。さらに本発明の目的は、そのような格納方法または認証方法を実現するコンピュータを提供することにある。さらに本発明の目

50

的は、ウィンドウズ（登録商標）の認証パスワードを格納するための格納データをコンピュータが生成する方法を提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【0014】

本発明の第1の態様は、ASCIIコードで構成されたウィンドウズ（登録商標）の認証パスワードをコンピュータが格納する方法を提供する。ウィンドウズ（登録商標）のGINAがASCIIコードで構成された認証パスワードを受け取り、受け取った認証パスワードを乱数でソルティングされたUNICODEデータに変換する。

UNICODEデータはさらにウィンドウズ（登録商標）のLSA（Local Security Authority）によりハッシュされて、SAM（Security Account Manager）が維持するユーザ・アカウント・データベースに格納される。その結果従来のASCIIコードをハッシュしてユーザ・アカウント・データベースに格納するよりも、ハッシュする前にUNICODEデータに変換してバイト数を増大させた部分と、システムにユニークなユーザごとの乱数でソルティングした部分により、辞書攻撃に対する防御を強化することができる。

【0015】

GINAはUNICODEデータを生成する際に、ASCIIコードを第1のUNICODEデータに変換し、変換された第1のUNICODEデータを乱数を利用してソルティングして第2のUNICODEデータを生成する。ソルトとは、通常はDES、MD5などのような暗号化に使われる関数で平文を暗号化する際に使われる補助的な情報のことをいう。しかしながらここでいうソルティングは、第1のUNICODEを、乱数を使用して加工して同一桁数のデータを生成することをいう。ソルティングされた第1のUNICODEデータは、第1のUNICODEデータ以外のUNICODEの文字だけで構成されたUNICODEデータまたはUNICODEに含まれない文字を含むデータになる。本発明においては、GINAはUNICODEに含まれない文字を含むデータをUNICODEデータに変換する機能も備えている。

【0016】

GINAは、第1のUNICODEデータをソルティングしたデータがUNICODEに含まれない文字を含む場合は、コード番号とコード番号に対応する文字を含むマッピング用の変換テーブルを使用してUNICODEの文字だけで構成された第2のUNICODEデータに変換する。このとき、ソルティングしたデータに含まれる変換テーブル上に存在しない文字を、変換テーブルに存在するコード番号の最も近い文字に置き換えることもできる。これにより、ソルティングされた第1のUNICODEデータは、すべてUNICODEに実在する文字で構成された第2のUNICODEデータになるので、ウィンドウズ（登録商標）が保証する範囲で認証パッケージに入力することができる。

【0017】

UNICODEは全世界で使われる多くの言語を一つの体系にまとめた文字コードであるので、乱数でソルティングされたUNICODE形式の認証パスワードは、複数の言語の文字が混在したものとなり、辞書に掲載されている単語に等しい文字列が使われる可能性が極めて低くなる。そのため、ユーザ・アカウント・データベースを攻撃者に取得されても、辞書攻撃によって攻撃者に認証パスワードを割り出される危険性は低減される。ユーザにUNICODEデータの認証パスワードを入力させる場合には、たとえば漢字などを使って意味のある文字列を構成する傾向になり、辞書攻撃に対する耐性が低下することが考えられるが、本発明では、ユーザが認証パスワードにASCIIコードを使用できるのでそのような問題がなく、また、ユーザが通常使い慣れている文字形式の認証パスワードを使用できるので利便性が低下することがない。なお、本発明における方法はGINAをカスタマイズしたり追加したりすれば、認証パッケージ、SAM、およびユーザ・アカウント・データベースなどの基本モジュールはそのまま利用して実施できる。もちろん専用の入力装置などは不要である。

【0018】

認証パスワードのソルティングに使われる乱数は、ユーザが入力するユーザIDに関連

10

20

30

40

50

づけられ、リード/ライト保護された不揮発性メモリ、もしくはBIOSだけがアクセス可能な不揮発性メモリに格納される。さらに、TPM (Trusted Platform Module) 内部に乱数を格納することもできる。これらのことによって、格納された乱数が、ユーザ認証にかかるウィンドウズ(登録商標)とは違うOSなどから取得されにくくなるので、攻撃者にパスワードを割り出される危険性はさらに低減される。

【0019】

本発明の第2の態様は、ASCIIコードで構成された認証パスワードとユーザ・アカウントをウィンドウズ(登録商標)に入力して複数のユーザを認証する方法を提供する。コンピュータにはm各ユーザのユーザ・アカウントに対応した乱数の一覧が格納されている。格納場所は第3者が容易にアクセスできないセキュアな記憶場所を選定することが望ましい。また、ウィンドウズ(登録商標)のSAM (Security Account Manager) が維持するユーザ・アカウント・データベースにユーザの認証パスワードに関連するデータが格納されている。認証パスワードに関連するデータとは、認証パスワードを暗号化したデータである。

10

【0020】

ウィンドウズ(登録商標)のGINAは、ユーザ・アカウントとASCIIコードで構成された認証パスワードを受け取る。GINAは受け取った認証パスワードをユーザ・アカウントに対応する乱数でソルティングされたUNICODEデータに変換する。変換されたUNICODEデータはLSAによりハッシュされる。認証パッケージは、ハッシュされたUNICODEデータを受け取り、SAM (Security Account Manager) が維持するユーザ・アカウント・データベースに格納された当該ユーザの認証パスワードに関連するデータと比較することによってユーザ認証を行う。ユーザ・アカウント・データベースには、ASCIIコードから各ユーザのユーザ・アカウントに対応する乱数でソルティングされたUNICODEデータがさらにハッシュされた認証パスワードに関連するデータが格納されている。

20

【0021】

以上で述べてきた本発明の各々の態様における特徴は、ASCIIコードで構成された認証パスワードをソルティングされたUNICODEデータへ変換する作業をすべてGINAが行っている。本発明の他の態様では、GINA以外のモジュールがASCIIコードで構成された認証パスワードをUNICODEデータへ変換し、これをソルティングしたデータをGINAに渡す。ソルティングされたデータがすべてUNICODEの文字から構成されていれば、GINAはそのデータをUNICODEデータとする。ソルティングされたデータにUNICODE以外の文字が含まれている場合は、UNICODEだけの文字で構成されたUNICODEデータを生成する。UNICODEデータはハッシュされ、ユーザ・アカウント・データベースに格納される。あらかじめハッシュされたUNICODEデータが対応するユーザ・アカウントとともにユーザ・アカウント・データベースに格納されている場合は、GINAからASCIIの認証パスワードが入力されたときに生成されたハッシュされたUNICODEデータと、ユーザ・アカウント・データベースに格納されたハッシュされたUNICODEデータを比較して、ウィンドウズ(登録商標)の認証パッケージが認証処理を行うことができる。また、本発明の他の態様は、認証パスワードの格納方法およびユーザの認証方法を実現するコンピュータを提供する。さらに本発明の他の態様は、ウィンドウズ(登録商標)の認証パスワードを格納するための格納データをコンピュータが生成する方法を提供する。

30

40

【発明の効果】**【0022】**

本発明によって、コンピュータにASCIIコードで入力されて格納されるウィンドウズ(登録商標)の認証パスワードに対する攻撃への防御を強化した認証パスワードの格納方法および認証方法を提供することができた。さらに、そのような格納方法または認証方法を実現するコンピュータを提供することができた。さらに、ウィンドウズ(登録商標)の認証パスワードを格納するための格納データをコンピュータが生成する方法を提供する

50

ことができた。

【発明を実施するための最良の形態】

【0023】

図1は、本発明の第1の実施の形態にかかるPC10のシステム構成を示す概略ブロック図である。PC10の筐体内部には、図1に示す各種のデバイスが搭載されている。CPU11は、PC10の中核機能を担う演算処理装置で、OS、BIOS、デバイス・ドライバ、あるいはアプリケーション・プログラムなどを実行する。本実施の形態は、現時点においては、ウィンドウズ(登録商標)NT、2000、XPのいずれかに適用され、98以前のウィンドウズ(登録商標)には適用されない。本実施の形態にかかるCPU11は、SMI(System Management Interrupt)入力ピン(SMI#)がアサートされることによつて、システム管理用の動作モードであるSMM(System Management Mode)で動作することが可能である。SMMでは、特別に割り当てられたメモリ空間において、米国インテル社製のCPUに存在する割り込み制御ハンドラであるSMIハンドラが実行される。SMMは主にサスペンド、レジューム、電源管理およびセキュリティ関連の操作などに利用される特権実行モードである。

10

【0024】

CPU11は、システム・バスとしてのFSB(Front Side Bus)13、CPU11と周辺機器との間の通信を行うためのPCI(Peripheral Component Interconnect)バス15、ISAバスに代わるインターフェイスであるLPC(Low Pin Count)バス17という3段階のバスを介して各デバイスに接続されて信号の送受を行っている。FSB13とPCIバス15は、メモリ/PCIチップと呼ばれるCPUブリッジ19によって連絡されている。CPUブリッジ19は、メイン・メモリ21へのアクセス動作を制御するためのメモリ・コントローラ機能や、FSB13とPCIバス15との間のデータ転送速度の差を吸収するためのデータ・バッファ機能などを含んだ構成となっている。メイン・メモリ21は、CPU11が実行するプログラムの読み込み領域、処理データを書き込む作業領域として利用される書き込み可能メモリである。同時にメイン・メモリ21はSMMで動作するCPU11が独占的に使用できるSMRAM(System Management RAM)としての領域を含む。ビデオ・カード23は、ビデオ・チップ(図示せず)およびVRAM(図示せず)を有し、CPU21からの描画命令を受けて描画すべきイメージを生成しVRAMに書き込み、VRAMから読み出されたイメージを描画データとしてディスプレイ25に送る。

20

30

【0025】

PCIバス15には、I/Oブリッジ27、CardBusコントローラ29、miniPCISロット33、Ethernet(登録商標)コントローラ35がそれぞれ接続されている。CardBusコントローラ29は、PCIバス15とPCカード(図示せず)とのデータ転送を制御するコントローラである。CardBusコントローラ29にはCardBusスロット31が接続され、CardBusスロット31にはPCカード(図示せず)が装着される。miniPCISロット33には、例えば無線LANモジュールが内蔵されたminiPCIカード(図示せず)が装着される。Ethernet(登録商標)コントローラ35は、PC10を有線LANに接続するためのコントローラである。

40

【0026】

I/Oブリッジ27は、PCIバス15とLPCバス17とのブリッジ機能を備えている。また、I/Oブリッジ27は、IDE(Integrated Device Electronics)インターフェイス機能を備えており、ハード・ディスク・ドライブ(HDD)39および光学ドライブ41(CDドライブ、DVDドライブ等)が接続される。また、I/Oブリッジ27にはUSBコネクタ37が接続されている。USBコネクタ37にはUSBに対応した各種周辺機器(図示せず)が接続される。LPCバス17には、エンベデッド・コントローラ43、BIOSフラッシュROM47、TPM(Trusted Platform Module)57、I/Oコントローラ51が接続されている。I/Oコントローラ51にはI/Oコネクタ53を

50

介してキーボード55を初めとする入出力機器(図示せず)が接続されている。BIOSフラッシュROM47およびTPM(Trusted Platform Module)57については後述する。

【0027】

エンベデッド・コントローラ43は、8~16ビットのCPU、ROM、RAMなどで構成されたマイクロ・コンピュータであり、さらに複数チャンネルのA/D入力端子、D/A出力端子、およびデジタル入出力端子を備えている。エンベデッド・コントローラ43には、それらの入出力端子を介して冷却ファン(図示せず)、温度センサ(図示せず)および電源装置45などが接続されており、PC内部の動作環境の管理にかかるプログラムをCPU11とは独立して動作させることができる。

10

【0028】

なお、図1は本実施の形態を説明するために、本実施の形態に関連する主要なハードウェアの構成および接続関係を簡素化して記載したに過ぎないものである。ここまでの説明で言及した以外にも、PC10を構成するには多くのデバイスが使われる。しかしそれらは当業者には周知であるので、ここでは詳しく言及しない。もちろん、図で記載した複数のブロックを1個の集積回路もしくは装置としたり、逆に1個のブロックを複数の集積回路もしくは装置に分割して構成したりすることも、当業者が任意に選択することができる範囲においては本発明の範囲に含まれる。

【0029】

図2は、本発明の実施の形態にかかるPC10のセキュリティを強化するモジュールであるTPM(Trusted Platform Module)57の内部構成を示す図である。TPM57は、TCG(Trusted Computing Group)によって策定された仕様書に基づいて製造されてPCに搭載される。TPM57は、I/O101を介して、LPCバス17とのデータの交換を行う。不揮発性RAM103には、プラットフォームおよびユーザの認証に使用される鍵などが記憶され、本実施の形態では後述するソルト値データベースもここに記憶される。PCR(Platform Configuration Register)105は、プラットフォーム状態情報(ソフトウェアの計測値)を保持するレジスタである。AIK(Attestation Identity Key、認証識別キー)107はプラットフォーム認証に利用され、TPM57内部のデータにデジタル署名を付加するために利用される。

20

【0030】

プラットフォームおよびユーザの認証などに使用される各種プログラムは、ROM109に記憶され、プロセッサおよび揮発性RAMを含む実行エンジン111で実行される。TPM57は他に、乱数を発生する乱数発生器113、暗号化に使われる一方向性関数である暗号技術的ハッシュ関数(cryptographic hash function)を実行するハッシュ関数エンジン115、暗号鍵生成器117で生成された暗号鍵に電子的に署名するPKIエンジン119、意図されない場所でPC10が使われることを防止するOpt-In121も備える。本実施の形態では、後述するパスワード管理用プログラムもROM109に記憶される。また、不揮発性RAM103に記憶された内容は、実行エンジン111からのみ参照でき、CPU11から直接アクセスされることはない。

30

【0031】

図3は、TSS(TCG Software Stack)の概念図である。TPM57はハードウェアとしてPC10と関連づけられ、PC10の中でハードウェア的に信頼できる環境を構築すると同時に、ドライバを介してアプリケーション・ソフトウェアからTPM57の機能を使用することも可能である。アプリケーション・ソフトウェアがTPM57を使用するためのソフトウェア・スタックとして、TSSがTCGによって定義されている。ソフトウェア・アプリケーション層201、ソフトウェア・インフラストラクチャ(ミドルウェア)層203、ハードウェア層205という3つの階層を定義すると、ハードウェア層205に属するTPM57は、BIOSフラッシュROM47に記憶されてPC10の電源を入れると最初に起動するBoot BIOS207から直接操作されることができる。また、やはりBIOSフラッシュROM47に記憶されてシステムの設定を行うPC BI

40

50

OS 209から、TPM/TSS BIOS API 211を介して操作されることもできる。

【0032】

ウィンドウズ（登録商標）に対しては、ソフトウェア・インフラストラクチャ層 203に、TPM 57に対応したデバイス・ドライバ 213、デバイス・ドライバ 213を利用するためのライブラリ 215が提供される。同時に、デバイス・ドライバ 213およびライブラリ 215の上で動作するアプリケーションであり、インターネット・エクスプローラ（登録商標）およびOutlook（登録商標）などのような一般的なアプリケーション・ソフトウェア 229にユーザ認証、暗号化、電子証明書の保護などの機能を提供するクライアント・セキュリティ・ソリューション 217も提供される。クライアント・セキュリティ・ソリューション 217は、標準的なソフトウェア・スタックであるTSS 219、TPMの設定などを行う管理ツール 221、および暗号の標準APIであるマイクロソフト社のCrypto API 223、RSAセキュリティ社のPKCS # 11 227、その他のCSP（Crypto Service Provider） 227などが含まれる。アプリケーション・ソフトウェア 229は、それらのAPIを利用することにより、ユーザ認証および暗号化にかかる処理をTPM 57に渡して実行させることができる。もちろんこれらの処理はプラットフォームおよびユーザが正しく認証された状態で行われるので、PC 10で本来動作するウィンドウズ（登録商標）とは別のOSを起動しても、これらの処理を実行することはできない。

【0033】

図4は、本実施の形態におけるユーザのログオンの仕組みを示す概念図である。PC 10の電源を投入すると、まずBIOSフラッシュROM 47に記憶されたBoot BIOS 207およびPC BIOS 209がCPU 11に読み出されて実行され、PC 10に搭載されたハードウェアのセルフテストおよび初期設定が行われる。その後でHDD 39にインストールされたウィンドウズ（登録商標）がCPU 11に読み出されて実行される。ウィンドウズ（登録商標）が起動されると、ウィンドウズ（登録商標）で通常作業を行なっている時に表示される画面であるアプリケーション・デスクトップ 301、スクリーン・セーバーを表示するスクリーン・セーバー・デスクトップ 303、およびログオン画面の表示を行うWinLogonデスクトップ 305の3つのデスクトップ画面が作成される。WinLogon 307は、それらの中からWinLogonデスクトップ 305をディスプレイ 25に表示する。

【0034】

WinLogonデスクトップ 305上には、ユーザIDおよび認証パスワード（以後、単にパスワードという。）の入力のダイアログ 309がプライベートGINA 311によって表示される。プライベートGINA 311は、本実施の形態のためにカスタマイズされ、ウィンドウズ（登録商標）のコンポーネントとして登録されたGINAである。ダイアログ 309で、ユーザがキーボード 55を介してユーザIDおよびパスワードを入力すると、入力されたユーザIDおよびパスワードはプライベートGINA 311から、TSS 219およびデバイス・ドライバ 213を介してTPM 57内の実行エンジン 111に渡される。実行エンジン 111では、ROM 109から読み出されたパスワード管理用プログラムによって後述する処理が実行される。さらにプライベートGINA 311は、ASCIIコードからUNICODEへ文字列を変換するための変換テーブル 316も備える。変換テーブル 316は、UNICODEの文字配列テーブルを含む。

【0035】

図5は、TPM 57内の不揮発性RAM 103に記憶されたソルト値データベース 315のデータ構成を示す図である。ユーザID 351に対応するソルト値 355が保存されている。図6は、本実施の形態におけるパスワードの登録時の動作を表すフローチャートである。あるユーザが正常にログオンしている状態で、パスワードの変更の処理が呼び出されると（ブロック 401）、WinLogon 307がディスプレイ 25に表示する画面をWinLogonデスクトップ 305に切り替え、プライベートGINA 311が該

10

20

30

40

50

デスクトップ画面上に、変更後のパスワードを入力するためのダイアログ309を表示する(ブロック403)。ユーザがダイアログ309に対して変更後のパスワードをASCIIコードである半角英数文字で入力すると(ブロック405)、プライベートGINA311はTPM57を呼び出し、ログオン中のユーザのユーザIDをTPM57に渡す(ブロック407)。

【0036】

ユーザIDを受け取ったTPM57は、TPM57内部のROM109に記憶されたパスワード管理用プログラムを実行エンジン111に呼び出し(ブロック409)、乱数発生器113で乱数を生成し(ブロック411)、生成された乱数をソルト値とする。ユーザIDおよびそれに対応するソルト値が、TPM57内部の不揮発性RAM103にソルト値データベース315として保存される(ブロック413)。ソルト値がプライベートGINA311に渡される。ここまでの段階で、パスワードはASCIIコードで記述された半角英数文字である。そこで、プライベートGINA311がパスワードをUNICODEデータにフォーマット変換(ブロック415)する。UNICODEは2ないし4バイトで構成され、1バイトのASCIIコードに比べて桁数が多い分だけ辞書攻撃に対する耐性が強化されたことになる。さらにUNICODEデータはTPM57から渡されたソルト値を使用してソルティングされ、UNICODE文字だけで構成されたパスワードが生成する(ブロック416)。UNICODEデータをソルティングしたデータは、必ずしもUNICODEの文字だけで構成されるとは限らないので、これを全てUNICODEの文字だけで構成されるように再フォーマット変換を行う(ブロック417)。フォーマット変換、ソルティング、および再フォーマット変換の手法は次に述べる。

【0037】

図7は、本実施の形態におけるパスワードのソルティングについて示す概念図である。パスワードのソルティングは、パスワードとソルト値とを特定の関数に入力することによって行う。たとえば(入力パスワード) XOR (ソルト値) = (ソルティング済パスワード) などのような単純な論理関数を使用してもよい。XORを使用する場合、ソルト値は入力パスワードと同じ桁数である必要がある。あるいは、暗号技術的ハッシュ関数などのような一方向性関数を使用してもよい。ASCIIコードで記述された半角英数文字によるパスワードをUNICODEデータに変換すると、ビット数が倍になる。たとえばソルティングする前のパスワードを半角英数文字の「abc」とすると、この文字列はASCIIコードでは図7の(A)に示すように「61 62 63」で表現されるのに対し、UNICODEでは図7の(B)に示すように「0061 0062 0063」と表現される。

【0038】

図7の(B)に示したUNICODEデータにフォーマット変換されたパスワードに対して、TPM57から渡された同じ桁数のソルト値を図7の(C)に示すようにたとえば「1234 5678 9ABC」とすると、(パスワード) XOR (ソルト値) = (ソルティング済パスワード) によって得られるソルティング済パスワードは図7の(D)に示すように「1255 561A 9ADF」となる。これを、変換テーブル316を利用してUNICODEの文字配列(UTF-16)に当てはめると、「1255」「561A」「9ADF」はいずれもUNICODEの文字配列に存在する文字となる。しかし、「1255」はエチオピア語の音節を表す文字(Ethiopic Syllable QHE)、「561A」および「9ADF」は主に中国語で使われる漢字(CJK Unified Ideographs)である。つまり、異なる言語の文字が混在する意味のない文字列となるので、特に辞書攻撃に使用される使用頻度順の辞書にはこのような文字列が載ることはない。従って、図7の(D)に示すようなソルティング済のパスワードを、辞書攻撃によって割り出すことは極めて困難である。

【0039】

ソルティングされたUNICODEデータの中に、変換テーブル316に含まれるUNICODEの文字配列テーブルに存在しない文字が含まれたら、これを全てUNICODEの文字配列テーブルに存在する文字だけで構成されるように再フォーマット変換を行う。具体的には、UNICODEの文字配列テーブルに存在しない文字のコード番号を一つ

ずつ増大させたり減少させたりして、UNICODEの文字配列テーブルに存在するいずれかのコード番号の文字で置き換える。たとえば、図7の(E)に示すように、コード番号「037F」に対応する文字はUNICODEの文字配列テーブルの中には存在しないが、この場合はコード番号を一つずつ加算して、初めてUNICODEの文字配列テーブルに存在する文字に該当したときのコード番号である「0384」(ギリシャ語のTONOSと呼ばれる記号)に置き換えることができる。これとは逆にコード番号を一つずつ減算してゆく方法や、加算方向および減算方向において文字配列テーブルに存在しない文字のコード番号に最も近い文字配列テーブル上のコード番号の文字に置き換える方法を採用してもよい。

【0040】

図4および図6に戻って、ここまでの処理でユーザIDとソルティングされたUNICODEデータとが、プライベートGINA311からLsaLogonUserを介してLSA317に渡される。LsaLogonUserが受け付けるパスワードはUNICODEデータで記述されたものであることがマイクロソフト社の仕様によって定められているが、前述のようにUNICODEデータがソルティングされたデータはすべてUNICODE上で実在する文字で構成されるので、問題なくLSA317に入力することができる。LSA317は、ローカルコンピュータ上のユーザのパスワード変更処理を開始し(ブロック419)、ソルティングされたUNICODEデータのパスワードをハッシュし、ユーザIDおよびハッシュされた変更後のパスワードをAP319に渡す(ブロック421)。AP319は、LSAから受け取ったユーザIDおよび変更後のパスワードをSAM321を介してデータベース323に記録する(ブロック423)。変更後のパスワードの記録が完了すれば(ブロック425)、WinLogon307はディスプレイ25に表示されるデスクトップ画面をWinLogonデスクトップ305からアプリケーション・デスクトップ画面301に切り替える。

【0041】

図8は、本実施の形態におけるユーザの認証時の動作を表すフローチャートである。PC10の電源を投入し(ブロック501)、ウィンドウズ(登録商標)が起動すると(ブロック503)、WinLogon307がディスプレイ25にWinLogonデスクトップ305画面を表示し、プライベートGINA311が該デスクトップ画面上にユーザIDおよびパスワードの入力のダイアログ309を表示する(ブロック505)。ユーザがダイアログ309に対してユーザIDおよびパスワードをASCIIコードである半角英数文字で入力すると(ブロック507)、プライベートGINA311はTPM57を呼び出し、入力されたユーザIDをTPM57に渡す(ブロック509)。

【0042】

ユーザIDを受け取ったTPM57は、TPM57内部のROM109に記憶されたパスワード管理用プログラムを実行エンジン111に呼び出し(ブロック511)、ソルト値データベース315から入力されたユーザIDに対応するソルト値を呼び出す(ブロック513)。呼び出されたソルト値はプライベートGINA311に渡される。そこで、プライベートGINA311がパスワードをUNICODEデータにフォーマット変換し(ブロック515)、TPM57から渡されたソルト値を使用してソルティングし(ブロック516)、さらにソルティングされたデータを全てUNICODEの文字だけで構成されるように再フォーマット変換を行う(ブロック517)。フォーマット変換、ソルティング、および再フォーマット変換の手法は、図6および図7で説明したパスワードの登録の場合と同一であるので、説明を省略する。

【0043】

以上の処理で、ユーザIDとソルティングされたUNICODEデータから生成されたUNICODEのパスワードとが、プライベートGINA311からLsaLogonUserを介してLSA317に渡される。LSAは、ローカルコンピュータ上のユーザのパスワード変更処理を開始し(ブロック519)、パスワードをハッシュする。ユーザIDおよびハッシュされた変更後のパスワードは、LSA317からAP319に渡される(ブロック521)。AP319は、LSAから受け取ったユーザIDに対応するパスワードをSA

10

20

30

40

50

M 3 2 1 を介してデータベース 3 2 3 の中から検索し、呼び出す (ブロック 5 2 3)。A P 3 1 9 は、L S A から受け取ったパスワードと、データベース 3 2 3 から呼び出したパスワードとを比較し (ブロック 5 2 5)、両者が一致すれば正当なユーザであると判断して、ユーザの認証を完了する (ブロック 5 2 7)。WinLogon 3 0 7 はディスプレイ 2 5 に表示されるデスクトップ画面を WinLogon デスクトップ 3 0 5 からアプリケーション・デスクトップ画面 3 0 1 に切り替える。ブロック 5 2 5 で比較されたパスワードが一致しなければ、ブロック 5 0 7 のユーザ ID およびパスワードの入力からやり直しとなる。

【 0 0 4 4 】

以上の説明からわかるように、本実施の形態ではウィンドウズ (登録商標) のユーザのログオンにかかる処理は、G I N A をカスタマイズしてプライベート G I N A 3 1 1 として構成する点を除いては変更されていない。また、T P M 5 7 を利用することにより、パスワードのソルティングに必要なソルト値を攻撃者に取得できないようにすることができる。そして、これによってデータベース 3 2 3 に記憶されるパスワードは、前述のように辞書攻撃によって割り出されにくいものとなる。もちろん、ユーザが入力するパスワードは、A S C I I コードで記述された半角英数文字による従来のもののままでよい。

【 0 0 4 5 】

図 9 は、本発明の第 2 の実施の形態にかかる P C 1 0 ' のシステム構成を示す概略ブロック図である。P C 1 0 ' の構成は、第 1 の実施の形態にかかる P C 1 0 と比べて、相違点は 1 箇所だけである。それは、P C 1 0 に装備されていた T P M 5 7 が存在しておらず、P C 1 0 になかった N V R A M 4 9 が L P C バス 1 7 に接続されている点である。N V R A M 4 9 は、P C 1 0 の電源を切っても消失しないようにバッテリーでバックアップされた不揮発性 (Non-Volatile) R A M であるが、詳しくは後述する。この点以外のブロックについては、P C 1 0 ' の構成は P C 1 0 と同一であるので、参照番号も同一として、説明を省略する。

【 0 0 4 6 】

図 1 0 は、本発明の第 2 の実施の形態で B I O S フラッシュ R O M 4 7、N V R A M 4 9、およびメイン・メモリ 2 1 の内部構成について示す図である。図 1 0 (A) に示す B I O S フラッシュ R O M 4 7 は、不揮発性で記憶内容を電氣的に書き替え可能なメモリであり、システムの起動および管理に使われる基本プログラムであるシステム B I O S (S S O Shell Bios) 6 0 1、電源および温度などの動作環境を管理するソフトウェアである各種ユーティリティ 6 0 3、P C 1 0 の起動時にハードウェアのテストを行うソフトウェアである P O S T (Power-On Self Test) 6 0 5、本発明にかかるパスワード強化システム 6 0 7、乱数を発生する乱数発生器 6 0 9、C P U 1 1 を S M M で動作させる S M I ハンドラ 6 1 1、H D D 3 9 にアクセスする I N T 1 3 H ハンドラ 6 1 3 などが記憶されている。乱数発生器 6 0 9 は、ソフトウェアとして実装されても、ハードウェアとして実装されてもよい。

【 0 0 4 7 】

図 1 0 (B) に示す N V R A M 4 9 は、P C 1 0 の電源を切っても消失しないように電池でバックアップされた R A M である。また、N V R A M 4 9 はリード/ライト保護が可能である。リード/ライト保護された状態では、N V R A M 4 9 は外部からの読み書きが不可能である。N V R A M 4 9 は、P C 1 0 のデバイス・コントローラの設定情報 6 1 5、および各ユーザのソルト値データ 6 1 7 を記憶している。設定情報 6 1 5 の内容としては、主にディスク装置の起動順序やドライブ番号、各周辺機器の接続方法やデータ転送に関するパラメータなどがある。ソルト値データ 6 1 7 は、図 5 で説明した第 1 の実施の形態と同じく、ユーザ ID 3 5 1 に対応するパスワード 3 5 3、ソルト値 3 5 5 が保存されている。また、このソルト値データ 6 1 7 はシステム B I O S 6 0 1 からのみアクセスが可能であり、ウィンドウズ (登録商標) およびその他の O S から記憶された内容を参照することは不可能である。ソルト値データ 6 1 7 の記憶域には、ユーザが入力したユーザ ID とパスワード、および当該ユーザに対応するソルト値とを一時的に記憶する一時記憶域

10

20

30

40

50

618を含む。

【0048】

図10(C)に示すメイン・メモリ21には、PCシステムの通常の動作で使用されるユーザ領域621の他に、SMRAM(System Management RAM)619としての領域が確保されている。システムBIOS601からSMIハンドラ611が呼び出されることによってCPU11がSMMに入ると、CPU11はシングル・タスクでの動作となり、すべての割り込みは無効とされる。さらに、SMRAM領域619はSMMで動作するCPU11のみが独占的に使用可能となる。従って、CPU11がSMMで動作している間、システムBIOS601の制御下で動作している単一のタスク以外のプログラムが動作することもなく、また当該プログラム以外のプロセスからSMRAM領域619にアクセスされることもない。

10

【0049】

図11は、本実施の形態におけるユーザのログオンの仕組みを示す概念図である。PC10の電源を投入すると、まずBIOSフラッシュROM47に記憶されたシステムBIOS601がCPU11に読み出されて実行され、PC10に搭載されたハードウェアのセルフテストおよび初期設定が行われる。その後で、システムBIOS601による制御のままで、ユーザIDおよびパスワードの入力のプロンプト701がパスワード強化システム607によって表示される。入力されたユーザID703およびパスワード705は、ソルト値データ617の記憶域の一時記憶域618に記憶される。さらに、該ユーザIDおよびパスワードに対して、後述する処理がパスワード強化システム607によって実行され、その結果として得られたソルト値707(詳細は後述)も一時記憶域618に記憶される。

20

【0050】

システムBIOS601による制御が完了したら、HDD39にインストールされたウィンドウズ(登録商標)がCPU11に読み出されて実行される。ウィンドウズ(登録商標)が起動されると、ウィンドウズ(登録商標)で通常作業を行なっている時に表示される画面であるアプリケーション・デスクトップ301、スクリーン・セーバーを表示するスクリーン・セーバー・デスクトップ303、ログオン画面の表示を行うWinLogonデスクトップ305、以上3つのデスクトップ画面が作成される。WinLogon307は、それらの中からWinLogonデスクトップ305をディスプレイ25に表示する。WinLogonデスクトップ305上には、ログオン中の表示のダイアログ309'がプライベートGINA311'によって表示される。プライベートGINA311'は、本実施の形態のためにカスタマイズされ、ウィンドウズ(登録商標)のコンポーネントとして登録されたGINAである。その間にプライベートGINA311'は、物理メモリレジスタ・ドライバ709を介して一時記憶域618に記憶されたユーザID、パスワードおよびソルト値を読み出し、ログオンにかかる以後の処理を行う。

30

【0051】

物理メモリレジスタ・ドライバ709は、システムBIOS601とウィンドウズ(登録商標)の間で情報交換を行うモジュールであり、ウィンドウズ(登録商標)のシステム・ファイル内にカーネルモード・ドライバとしてインストールされる。ウィンドウズ(登録商標)が管理しているメイン・メモリ21の論理アドレスをシステムBIOS601で解釈することは不可能であるが、物理メモリレジスタ・ドライバ709はメイン・メモリ21上の特定の物理アドレスをキープし、SMIハンドラ611を呼び出し、I/O命令を使用してCPU11のレジスタ経由でSMIを発行することにより、CPU11のレジスタで指定される該物理アドレスをシステムBIOS601に伝達することができる。制御を得たシステムBIOS601は、伝達された該物理アドレスに、要求されたデータを格納してからCPU11のSMMでの動作を終了する。これによって、ウィンドウズ(登録商標)に当該データを渡すことができる。ここでいうメイン・メモリ21の物理アドレスは、SMRAM619領域内であっても、ユーザ領域621内であってもよい。なお、ここで説明した以外のブロックは、図4で説明した第1の実施の形態と同一であるので、

40

50

参照番号も同一とし、説明を省略する。

【0052】

図12は、本実施の形態におけるパスワードの登録時の動作を表すフローチャートである。あるユーザが正常にログオンしている状態で、パスワードの変更の処理が呼び出されると(ブロック801)、WinLogon307がディスプレイ25に表示する画面をWinLogonデスクトップ305に切り替え、プライベートGINA311'が該デスクトップ画面上にユーザの変更後のパスワードの入力のダイアログ309を表示する(ブロック803)。ユーザがダイアログ309に対して変更後のパスワードを半角英数文字で入力すると(ブロック805)、プライベートGINA311'はSMIハンドラ611を呼び出し、CPU11をSMMで動作させる。ログオン中のユーザのユーザIDは、一時記憶域618に記憶される(ブロック807)。

10

【0053】

SMMに入り、システムBIOS601の制御で動作するCPU11は、BIOSフラッシュROM47に記憶されたパスワード強化システム607を呼び出す(ブロック809)。パスワード強化システム607は、ユーザIDをSMRAM619から受け取り、乱数発生器609で乱数を生成し(ブロック811)、生成された乱数をソルト値とする。ユーザIDおよびそれに対応するソルト値が、NVRAM49にソルト値データ617として保存される(ブロック813)。変更後のパスワードとソルト値は一時記憶域618に記憶され(ブロック814)、CPU11のSMMでの動作は終了する。再びウィンドウズ(登録商標)の制御でプライベートGINA311'がパスワードをUNICODEデータにフォーマット変換し(ブロック815)、物理メモリレジスタ・ドライバ709を介して一時記憶域618にソルト値を照会して受け取る(ブロック816)。そこで、プライベートGINA311'が一時記憶域618に照会して受け取ったソルト値を使用してパスワードをソルティングし(ブロック817)、さらにソルティングされたデータを全てUNICODEの文字だけで構成されるように再フォーマット変換を行う(ブロック818)。フォーマット変換、ソルティング、および再フォーマット変換の手法は、図6および図7で説明した説明した第1の実施の形態と同一であるので、説明を省略する。

20

【0054】

以上の処理で、ユーザIDとソルティングされたUNICODEデータから生成されたUNICODEのパスワードとが、プライベートGINA311'からLsaLogonUserを介してLSA317に渡される。以後は図6で説明した第1の実施の形態と同様に、LSA317は、ローカルコンピュータ上のユーザのパスワード変更処理を開始し(ブロック819)し、パスワードをハッシュし、ユーザIDおよびハッシュされた変更後のパスワードをAP319に渡す(ブロック821)。AP319は、LSAから受け取ったユーザIDおよび変更後のパスワードをSAM321を介してデータベース323に記録する(ブロック823)。変更後のパスワードの記録が完了すれば(ブロック825)、WinLogon307はディスプレイ25に表示されるデスクトップ画面をWinLogonデスクトップ305からアプリケーション・デスクトップ画面301に切り替える。

30

【0055】

図13は、本実施の形態におけるユーザの認証時の動作を表すフローチャートである。PC10の電源を投入すると(ブロック901)、ウィンドウズ(登録商標)が起動される前にシステムBIOS601の制御で、BIOSフラッシュROM47に記憶されたパスワード強化システム607が実行され(ブロック903)、ユーザIDおよびパスワードの入力のプロンプト701が表示される(ブロック905)。ユーザがプロンプト701に対してユーザIDおよびパスワードを半角英数文字で入力すると(ブロック907)、パスワード強化システム607がソルト値データ617から入力されたユーザIDに対応するソルト値を呼び出す(ブロック909)。入力されたユーザID、パスワード、およびソルト値は、ソルト値データ617の記憶域の一時記憶域618に記憶される(ブロック911)。

40

【0056】

50

HDD39にインストールされたウィンドウズ(登録商標)がCPU11に読み出されて起動されると(ブロック913)、WinLogon307がディスプレイ25にWinLogonデスクトップ305画面を表示し、プライベートGINA311'が該デスクトップ画面上にログオン中の表示のダイアログ309'を表示する(ブロック915)。その間にプライベートGINA311'は、物理メモリレジスタ・ドライバ709を介して一時記憶域618に記憶されたユーザID、パスワードおよびソルト値を照会して読み出す(ブロック916)。この段階でパスワードは、ASCIIコードで記述された半角英数文字である。ユーザID、パスワード、およびソルト値を受け取ったプライベートGINA311'は、パスワードをUNICODEデータにフォーマット変換し(ブロック917)、さらに受け取ったソルト値を使用してUNICODEデータをソルティングし(ブロック918)、さらにソルティングされたデータを全てUNICODEの文字だけで構成されるように再フォーマット変換を行う(ブロック919)。フォーマット変換、ソルティング、および再フォーマット変換の手法は、図6および図7で説明した第1の実施の形態と同一であるので説明を省略する。

【0057】

以上の処理で、ユーザIDとソルティングされたUNICODEデータから生成されたUNICODEのパスワードとが、プライベートGINA311'からLsaLogonUserを介してAP319に渡される。LSAは、ローカルコンピュータ上のユーザのパスワード変更処理を開始し(ブロック921)、ソルティングされたUNICODEのパスワードをハッシュし、ユーザIDおよびハッシュされた変更後のパスワードをAP319に渡す(ブロック923)。AP319は、LSAから受け取ったユーザIDに対応するパスワードをSAM321を介してデータベース323の中から検索し、呼び出す(ブロック925)。AP319はLSAから受け取ったパスワードと、データベース323から呼び出されたパスワードとを比較し(ブロック927)、両者が一致すれば正当なユーザであると判断して、ユーザの認証が正常に完了する(ブロック929)。WinLogon307はディスプレイ25に表示されるデスクトップ画面をWinLogonデスクトップ305からアプリケーション・デスクトップ画面301に切り替える。ブロック525で比較されたパスワードが一致しなければ、PC10は強制終了され(ブロック931)、ブロック901からやり直しとなる。

【0058】

以上の説明からわかるように、本実施の形態では、PC10'が一般的に備えるBIOSフラッシュROM47およびNVRAM49を利用することにより、TPM57などのような特別なハードウェアを必要とせず、パスワードのソルティングに必要なソルト値を攻撃者に取得できないようにすることができる。ソフトウェアについても、ウィンドウズ(登録商標)に対してGINAをカスタマイズしてプライベートGINA311'として構成し、物理メモリレジスタ・ドライバ709をインストールすることを除いては変更する必要はない。もちろん、データベース323に記憶されるパスワードが辞書攻撃によって割り出されにくい点、そしてユーザが入力するパスワードは従来のみでよい点は、第1の実施の形態と同じである。

【0059】

なお、ここまでで述べた第1および第2の実施の形態では、プライベートGINAがTPMもしくはBIOSからソルト値を受け取ってパスワードのUNICODEデータへのフォーマット変換および変換されたUNICODEデータのソルティング、およびソルティングされたUNICODEデータからUNICODEデータの生成を行っている。しかし、TPM内部もしくはシステムBIOS上での処理でパスワードをソルティングするステップまで行って、プライベートGINAがソルティングされたUNICODEデータのパスワードを受け取り、それ以後の処理を行うという実施の形態も考えられる。そして、プライベートGINAが、ソルティングされたUNICODEデータがUNICODEでない文字を含む場合には、図7で説明した方法でUNICODEデータを生成する。

【0060】

さらにBIOSからソルト値を受け取る第2の実施の形態では、パスワードをPCの起動直後に起動されるシステムBIOSによって表示されるプロンプトから入力するのではなく、第1の実施の形態と同様にウィンドウズ(登録商標)が起動してからプライベートGINAによって表示されるダイアログから入力するという実施の形態も考えられる。さらに、システムBIOSによって表示されるプロンプトと、プライベートGINAによって表示されるダイアログとで各々別個のパスワードを入力するという実施の形態も考えられる。

【0061】

これまで本発明について図面に示した特定の実施の形態をもって説明してきたが、本発明は図面に示した実施の形態に限定されるものではなく、本発明の効果を奏する限り、これまで知られたいかなる構成であっても採用することができることは言うまでもないことである。

【産業上の利用可能性】

【0062】

ウィンドウズ(登録商標)をOSとするコンピュータに対して利用可能である。

【図面の簡単な説明】

【0063】

【図1】第1の実施の形態にかかるPCの概略ブロック図である。

【図2】TPM(Trusted Platform Module)の内部構成を示す図である。

【図3】TSS(TCG Software Stack)の概念図である。

【図4】第1の実施の形態におけるユーザのログオンの仕組みを示す概念図である。

【図5】ソルト値データベースのデータ構成を示す図である。

【図6】第1の形態におけるパスワードの登録時の動作を表すフローチャートである。

【図7】パスワードのソルティングについて示す概念図である。

【図8】第1の形態におけるユーザの認証時の動作を表すフローチャートである。

【図9】第2の実施の形態にかかるPCの概略ブロック図である。

【図10】第2の実施の形態でBIOSフラッシュROM、NVRAM、およびメインメモリの内部構成について示す図である。

【図11】第2の実施の形態におけるユーザのログオンの仕組みを示す概念図である。

【図12】第2の形態におけるパスワードの登録時の動作を表すフローチャートである。

【図13】第2の形態におけるユーザの認証時の動作を表すフローチャートである。

【図14】従来のユーザのログオンの仕組みを示す概念図である。

【図15】ユーザ・アカウント・データベースに対する辞書攻撃の方法を示す図である。

【符号の説明】

【0064】

10, 10' PC

11 CPU

21 メイン・メモリ

47 BIOSフラッシュROM

49 NVRAM

57 TPM(Trusted Platform Module)

103 不揮発性RAM(TPM内)

109 ROM(TPM内)

111 実行エンジン(TPM内)

113 乱数発生器(TPM内)

305 WinLogonデスクトップ

307 WinLogon

311, 311' プライベートGINA(Graphic Identification and Authentication)

315 ソルト値データベース

10

20

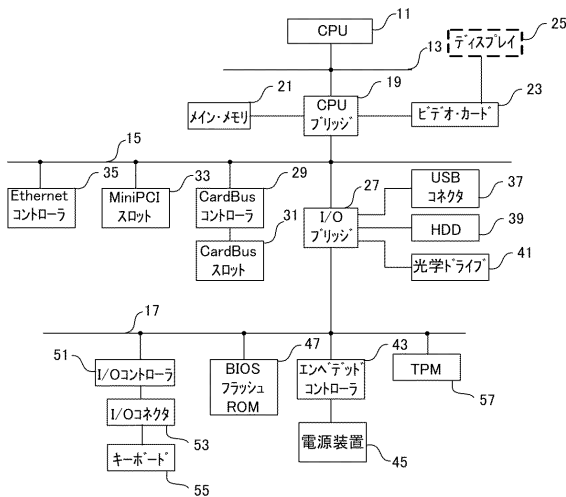
30

40

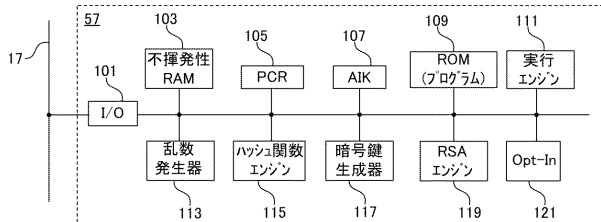
50

- 3 1 6 変換テーブル
- 3 1 7 L S A (Local Security Authority、ローカル セキュリティ 認証)
- 3 1 9 A P (Authentication Package、認証 パッケージ)
- 3 2 1 S A M (Security Account Manager)
- 3 2 3 データベース
- 6 0 1 システム B I O S
- 6 0 7 パスワード強化システム
- 6 0 9 乱数発生器
- 6 1 1 S M I ハンドラ
- 6 1 7 ソルト値データ
- 6 1 8 一時記憶域
- 7 0 9 物理メモリレジスタ・ドライバ

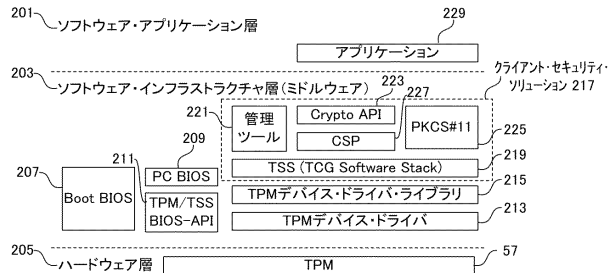
【 図 1 】



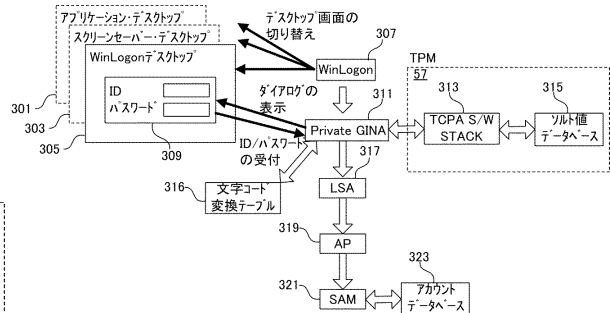
【 図 2 】



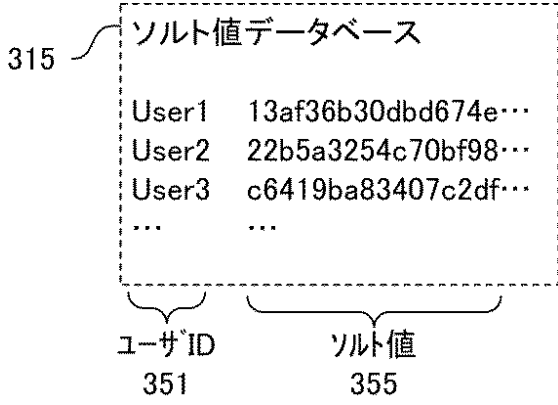
【 図 3 】



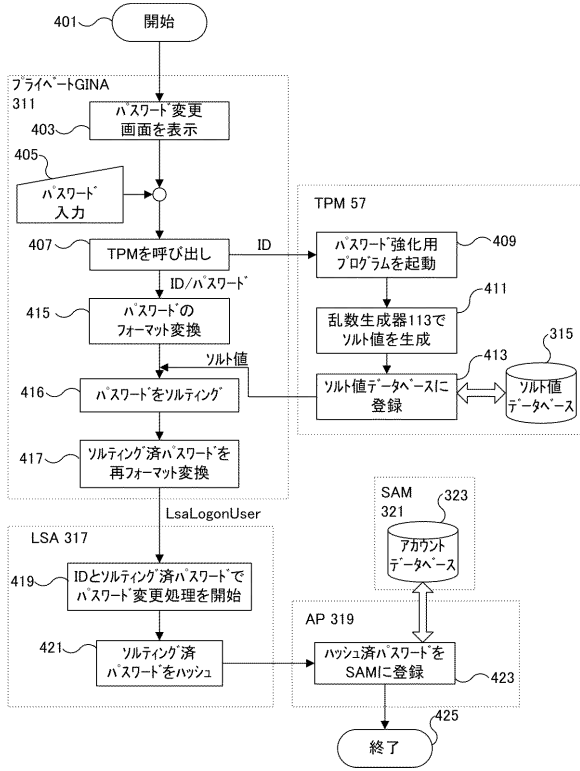
【 図 4 】



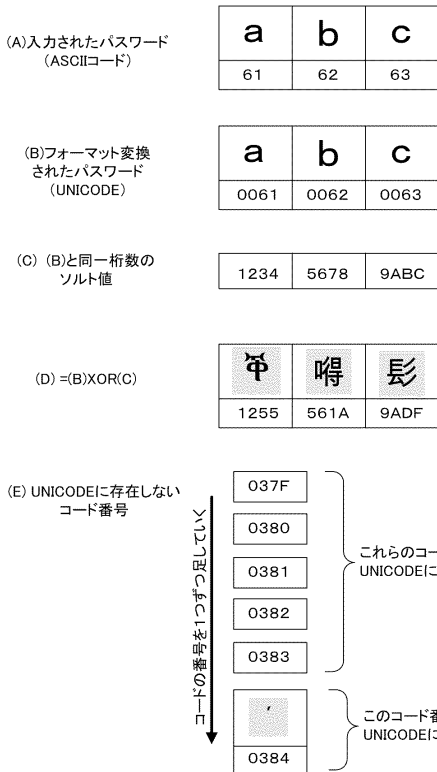
【図5】



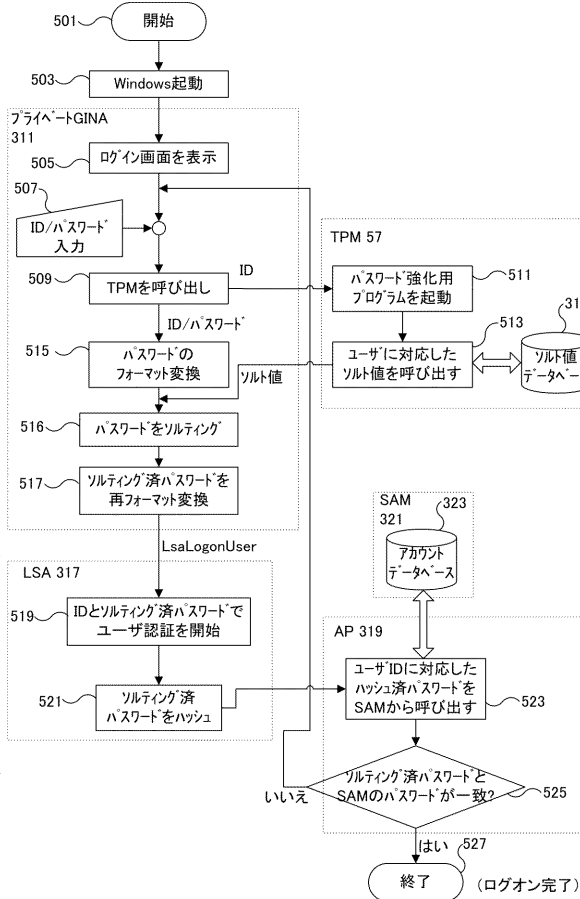
【図6】



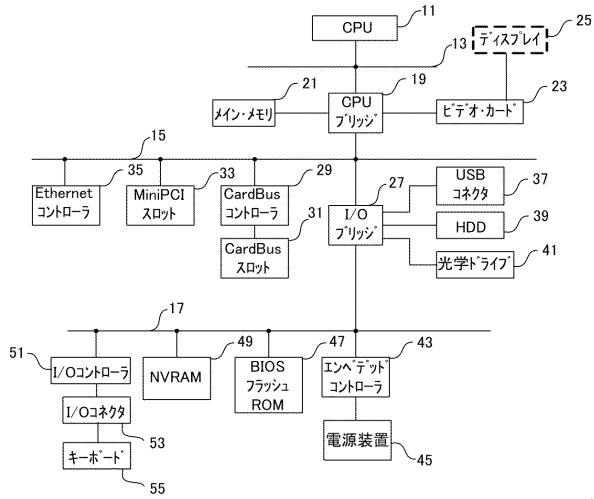
【図7】



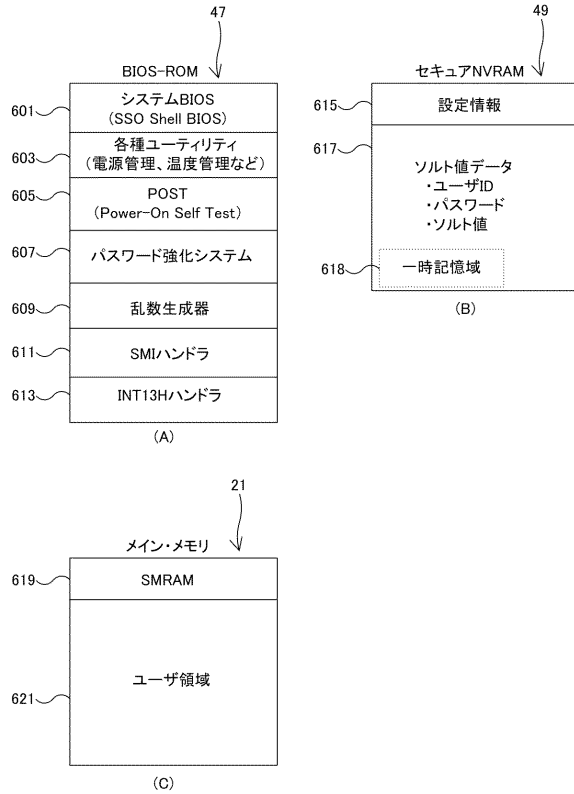
【図8】



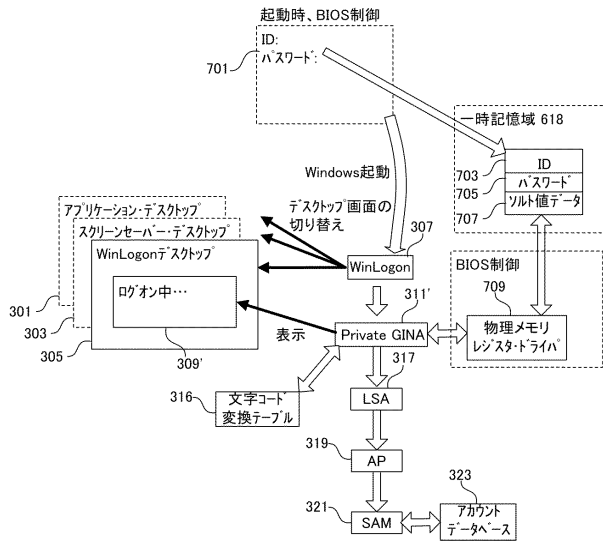
【図9】



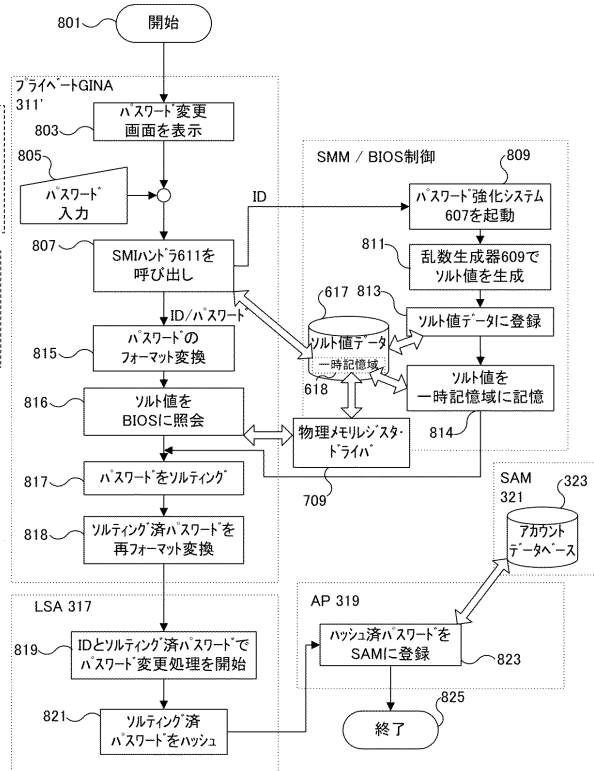
【図10】



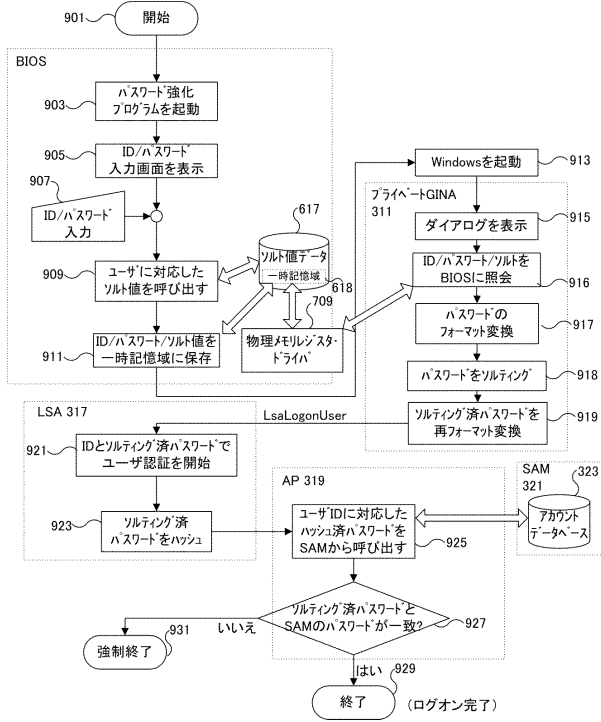
【図11】



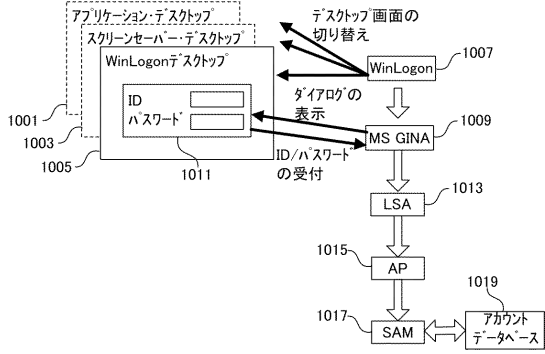
【図12】



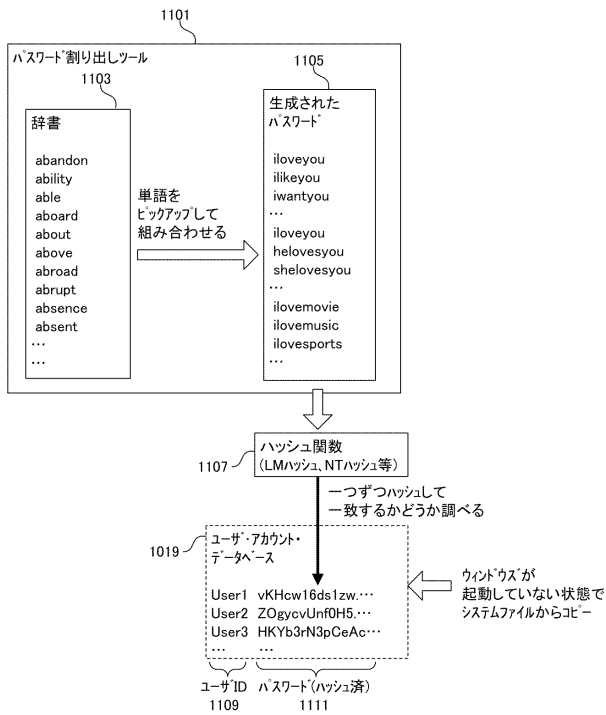
【図13】



【図14】



【図15】



フロントページの続き

- (74)代理人 100106699
弁理士 渡部 弘道
- (74)代理人 100077584
弁理士 守谷 一雄
- (72)発明者 河野 誠一
神奈川県大和市下鶴間1623番地14 レノボ・ジャパン株式会社 基礎研究所内
- (72)発明者 杉山 祐二
神奈川県大和市下鶴間1623番地14 日本アイ・ビー・エム株式会社 大和事業所内
- (72)発明者 デビッド・キャロル・チャレナー
アメリカ合衆国27615 ノースカロライナ州ローリー ハンティング・リッジ・ロード 713
- (72)発明者 フィリップ・リー・チャイルズ
アメリカ合衆国27604 ノースカロライナ州ローリー ヒザーフィールド・ウェイ 4901
- (72)発明者 ノーマン・アーサー・ディオ二世
アメリカ合衆国27604 ノースカロライナ州キャリー ウェスト・ゲレル・センター 113

審査官 市川 武宜

- (56)参考文献 特開2005-129032(JP, A)
米国特許出願公開第2003/0177364(US, A1)
国際公開第2004/025488(WO, A1)
特表2005-509938(JP, A)

- (58)調査した分野(Int.Cl., DB名)
G06F 21/20
H04L 9/32